

令和2年4月30日

保護者各位

霧島市立舞鶴中学校  
校長 久保 等

### 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見の防止について

晩春の候、皆様方にはますます御清祥のことと拝察申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が行われていることが報告されています。医師や看護師などの医療従事者は、感染防御を十分にした上で、患者の検査や治療、感染症のまん延を防止する仕事を行っています。**正確でない情報により、医療従事者に対応することは慎むべき**ですし、場合によっては**人権侵害**になることもあります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見の防止について、改めて御家庭で話題にさせていただき、決してこのようなことが起きないように指導をお願いします。

なお、下記の通り、法務大臣からのメッセージ（新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害について）も記載しましたので、御確認ください。

#### 記

##### 1 法務大臣からのメッセージ（新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害について）

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

そして、昼夜を問わず、最前線で検査や治療などに御尽力されている医療従事者の方々に対して心からの敬意を申し上げます。

しかしながら、国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに、患者・濃厚接触者の方や、医療従事者の方、本邦外出身者に対する誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動の事例が報告されていることは誠に残念です。このような不当な差別を行うことは許されるものではありません。

法務省では、これまでも、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見・差別を行わないよう呼びかけるとともに、人権相談の窓口の周知を行ってきました。

このたび、3月28日に政府の対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も踏まえ、昨日、改めて、人権擁護局の各SNSにおいて、このような偏見・差別が許されないこと、及び人権相談窓口の案内の発信をしたところです。

法務省として、不当な偏見・差別が行われることのないよう、引き続き、人権擁護活動にしっかりと取り組んでまいります（令和2年4月3日（金）法務大臣閣議後記者会見より）。

#### 【連絡先】

霧島市立舞鶴中学校  
担当：三原、花田（教頭）  
TEL：0995-47-4747  
FAX：0995-47-4748